

第八号

徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報公開条例の一部改正について

徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報公開条例の一部を改正する条例

(徳島県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

一 個人情報 個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）第二条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「（平成十三年徳島県条例第一号）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。

四 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第五条第一項中「個人の」を削り、「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号その他の符号」を「個人識別符号」に改める。

第六条第三項中「思想、信条又は信教に関する個人情報、病歴、身体障がい等の身体に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第二十五条第二項中「(徳島県情報公開条例第二条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)」を削る。

(徳島県情報公開条例の一部改正)

第二条 徳島県情報公開条例(平成十二年徳島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「記述等」の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)」を加え、「により、特定」を「ができ、それにより特定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の定義が明確化されたこと等に鑑み、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。